



お知らせ

宝くじの助成を受けて整備しました

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とした「コミュニティ助成事業を実施しています。このたび、横手台自治会では、宝くじの助成金を受けて、夏祭りに使用するステージやぐらを整備しました。



くわが家で安心な療養生活を在宅医療連携拠点はんのう

安心して在宅医療が受けられるよう、本人や家族から在宅医療・療養に関する相談を受け付けています。

○最期まで自宅で過ごしたい
○退院後、在宅療養が心配
○かかりつけ医を探したい
期日 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
時間 午前9時～午後5時
費用 無料
相談窓口・問い合わせ
在宅医療連携拠点ははんのう(飯能市大字双柳371-13 飯能市総合福祉センター2階)
☎042-978-5791

成年後見なんでも電話相談

成年後見制度について知りたい人、利用を考えている人の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が電話で直接お答えします。

日時 10月22日(土) 午前10時～午後4時
費用 無料
申し込み 不要(直接☎048-845-3185へ※出口のみ)
問い合わせ 県地域包括ケア課
☎048-830-3251

使ってみませんか? プラチナ・サポート・ショップ

高齢者の皆さんの暮らしを支えるサ

耐震診断・耐震改修に関する補助制度

市では、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。また、木造住宅の無料簡易耐震診断も行っています。ぜひ、ご利用ください。
対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造建築物で、500㎡以下の建築物
問い合わせ 都市計画課建築指導・開発指導担当

住民票の写し等の「本人通知制度」登録受け付け中

住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別(代理人・第三者)
登録手続き 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちの上、直接左記または各出張所へ
問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)

確定申告は、「e-tax」で

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するために、令和4年分の確定申告は、税務署に行く手間がかか

ービスを行っている企業やお店です。例えば：配送、移動販売、送迎・出張サービス、多目的トイレ設置店、防犯・見守りサービスなど
お近くのプラチナ・サポート・ショップは県ホームページをご覧ください。
問い合わせ 県地域包括ケア課
☎048-830-3256



飯能警察署からのお知らせ

市役所職員などを名乗って、「医療費の払戻金がある」「介護保険の払戻金がある」等の電話に出て、相手に言われるがままATMに誘導され、操作させられてお金をだまし取られる還付金詐欺の被害が多発しています。

医療費や保険料の払戻金の手続きをATMで行うことは絶対にありません。「手続きのためにATMに行ってください」「ATMに着いたら携帯電話から連絡してください」等の言葉が出たら、それは詐欺です。そのような電話が掛かってきたときは、いったん電話を切って家族や警察に相談してください。
問い合わせ 飯能警察署生活安全課
☎972-0110

シリーズ“どうする? 「空き家」”

～我が家を困った空き家にしないために～

問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

地域のなかで培ってきた価値や環境を継承することができる点などが挙げられます。また、いわゆる「公共施設」とは異なり、拠点の運営の担い手の活動方針に応じて、柔軟に活用できることも魅力でしょう。活用の担い手としては、自治会や町内会、地域の趣味のサークル、子育てグループ、NPO法人やボランティアグループ、それらの連携組織などがあり、経営方針も、ボランティアベースからコミュニティビジネスとして十分成立するものまで存在します。

このように、空き家を活用したまちづくりの活動拠点は、活用内容や空間の状況、担い手の活動方針や経営方針に応じて多様です。地域のなかに多様なまちづくりの活動の場があることは、さまざまな人々の居場所を創出し、「住みやすさ」にもつながると思います。



在宅歯科医療支援窓口のご案内

在宅で療養している人や体の不自由な人など、歯科医院への通院が困難な人を対象とした支援窓口です。入間郡市歯科医師会所属の歯科医師が、訪問診療に伺います。
歯や口の悩みがある人は、お気軽に左記に電話でご相談ください。
問い合わせ 飯能・日高地区在宅歯科医療支援窓口
☎090-43968020
(月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで)

消費税のインボイス制度説明会

事業者向けに消費税のインボイス制度説明会を開催します。
10月から各月2回程度、川越税務署で、令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度の説明会(事前予約制)を実施します。
問い合わせ 川越税務署☎049-2359447(ダイヤルイン)

らず、好きな時間にパソコン・スマートフォンで自宅等から申告できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」からのe-tax(電子申告)をぜひご利用ください。
利用には、マイナンバーカードまたはIDとパスワードが必要となります。
問い合わせ 川越税務署☎049-2359411(音声自動案内)

第9回 空き家の活用② 「空き家をまちづくりに生かす」

日高市空家等対策協議会委員 東京大学先端科学技術研究センター 後藤智香子

空き家は、適切に管理されない場合、防犯性の低下や街並みの崩壊など地域に負の影響を及ぼしますが、適切に管理・活用されれば地域の資源になる可能性があります。

近年では、空き家を住まい以外にも、地域のまちづくりの活動拠点として活用する取り組みが増えています。

具体的には、コミュニティカフェや高齢者サロン、子育てサロン、多世代交流拠点、子ども図書館、子どもの居場所・遊び場、地域活動拠点、コワーキングスペースなどの活用事例があります。新築ではなく、空き家をまちづくりの活動拠点として活用するメリットとしては、大幅にインシャルコストを低く抑えることができ、DIYで気軽に取り組める点、資源やエネルギーの消費を抑えられる点、空き家が地



国民年金保険料の法定免除制度

障がい年金受給者(1・2級や生活保護法による生活扶助を受給している人は、保険料が免除されます。なお、免除対象となる要件に該当したときは届け出が必要です。
対象 次のいずれかに該当する人
①障がい基礎年金等の障がい年金1・2級を受給している人
②日本国籍を有し、生活保護法による生活扶助を受給している人
③国立保養所等に入所中の入所者
※この期間についての老齢基礎年金の額は2分の1で計算されます(平成21年4月以後の免除期間)。
※生活扶助以外の生活保護を受給している人、生活扶助を受給している外国人の人は、法定免除に該当しないため、免除を希望する場合は一般の免除申請をしてください。
※免除理由に該当しなくなった場合にも届け出が必要です。
届出の際に必要なもの
○マイナンバーカードまたは写真付きの本人確認ができるものおよびマイナンバー通知カード
○障がい基礎年金等の受給開始日が分かる書類(年金証書等)
○生活保護受給証明書
問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)